ユネスコ無形文化遺産「風流踊（ふりゅうおどり）」登録記念式典

7月10日に「ユネスコ無形文化遺産『風流踊』登録記念式典」が開催され、永岡桂子文部科学大臣から神代踊保存会と三好市へ認定書が伝達されました。

全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の令和5年度総会も開催され、全国から集まった国指定重要無形民俗文化財の継承団体と交流しました。東京文化財研究所の久保田裕道氏が「NO FURYU NO LIFE」と題し、基調講演を行いました。講演では、「風流踊のもつ多様性がユネスコに高く評価された。民俗芸能の継承は地域の福祉を支えている面もある」として、保存・継承そして活用の大切さを語りました。

▶神代踊保存会 小野寺会長とユネスコ無形文化財認定証（以下訳文：無形文化遺産保護条約 政府間委員会は、日本からの提案に基づき、人々の願いと祈りが込められた「風流踊」を、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に登録しました。2022年11月30日 ユネスコ事務局長 オードレ・アズレー）

舞踊の研究者であり、徳島の伝統芸能を調査していた檜 瑛司。彼が残した伝統芸能の写真・映像を展示します。入場は無料です。

真鍋屋「MINDE」

写真・映像上映
展示中～8月20日（日）まで
実演「祖谷音頭踊り」
MINDE 中庭スペースにて
8月16日（水）11時～

祖谷音頭踊り（吾橋の扇子踊）／昭和39年

大西神社境内（山城町粟山）

写真展示
8月13日（日）～15日（火）

大西神社の鉦踊／昭和48年

有瀬かぐら踊り／昭和48年

主催　風流の里実行委員会
後援　徳島県三好市

お問い合わせ先
✉ furyunosato@gmail.com
☎ 090-9378-0142（担当　橋本）

三好林業アカデミー開校 第１期生募集

県内最大の素材生産量を誇る三好市で「三好林業アカデミー」を開校します。１年間の研修で、林業の即戦力となる知識・技術を取得できます。入学金や研修費用は無料です。条件を満たせば「緑の青年就業準備給付金」年間最大155万円が給付されます。

募集人数　５名程度

試験日		募集期間	
第１回	９月３日	第１回	７月　１日～　８月25日
第２回	12月３日	第２回	８月26日～11月24日
第３回	２月４日	第３回	11月25日～　１月26日

合格者が定員に達した場合、以降の試験は実施しない場合があります。また、「とくしま林業アカデミー」においても「令和６年度・第９期生」の募集（30名）を行っています。

お問い合わせ先
三好市池田町マチ2551番地１　三好市池田農村婦人の家2F
一般社団法人 三好林業イノベーションセンター 人材育成課
☎ 0883-87-7667　　Fax 0883-87-7666

みよし広域連合職員採用試験（令和６年度採用）

採用予定職種・人員等

試験区分	採用予定人員	職務の内容
消防職員 ・一般消防職員 ・救急救命士 ・消防吏員経験者	合わせて ３名程度	消防業務に従事します

受験資格

試験区分		受験資格
消防職員 ・一般消防職員 ・救急救命士 ・消防吏員経験者	一般消防職員	① 平成６年４月２日～平成18年４月１日までに生まれた人で健康な人 ② 身体の基準　視力・色彩識別能力・聴力が正常な人 ③ 普通自動車運転免許取得者または来年３月末までに取得予定者（AT車限定免許を除く）
	救急救命士	① 昭和63年４月２日以降に生まれた人で健康な人 ② 身体の基準、運転免許については、一般②③と同じ ③ 救急救命士の免許を有する人
	消防吏員経験者	① 昭和63年４月２日以降に生まれた人で健康な人 ② 消防職員として３年以上継続勤務し、離職期間が１年未満の人 ③ 身体の基準、運転免許については、一般②③と同じ

第一次試験日・会場
10月15日（日）　三好市中央公民館

受験申込用紙の請求
8月10日（木）より請求可能
① 直接受け取り
交付場所▼みよし広域連合事務局総務課およびみよし広域連合消防本部、各消防署（平日8時30分～17時15分）
② 郵便で請求
封筒の表に「職員採用試験受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（A4サイズ・角型2号・120円分の切手を貼付、宛先記入済み）を同封ください
③ ダウンロード
ホームページをご覧ください

申込受付期間
8月10日（木）～9月8日（金）
郵便の場合は、簡易書留で9月8日までの消印があるものにかぎり有効

お問い合わせ先
〒778-0002
三好市池田町マチ2429番地1
みよし広域連合事務局　総務課
☎ 0883-72-5121

募集

令和6年度

コミュニティ助成事業

コミュニティ助成事業とは、地域コミュニティ活動の充実・強化を図るとともに、宝くじの広報を目的として、財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として行っている事業です。

助成対象となる事業者

一般コミュニティ助成事業
コミュニティセンター助成事業
青少年健全育成助成事業

市がコミュニティ活動を行っていると認める自治会、自主防災組織で、地域に密着して活動する団体とします。地域に密着した団体であっても、専ら趣味や芸術等に限定した活動団体は除きます。

また、宗教団体、営利団体、公益法人および地方公共団体が出資している第3セクター、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体は助成対象外です。地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体はコミュニティ組織から除かれるため、阿波踊りの連や○○保存会、○○協議会などは採択されにくくなっています。

事業名	助成概要	助成金額
一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯した自治意識の盛り上げを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備（建築物、消耗品は除く）に関する事業	100万円～250万円
コミュニティセンター助成事業	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その発展を図るため、需要実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設、修繕、整備に関する事業	総事業費の3/5以内（上限1,500万円）
青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成を助け、主に親子で参加する事業（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベントに関する事業等）	30万円～100万円
地域防災組織育成助成事業	住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織、またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	30万円～200万円

地域防災組織育成助成事業

対象となるのは市が認める地域の自主防災組織です。

申請方法　希望する団体はお電話ください。申請方法などをご案内します。

申請締切　8月31日必着

注意事項　申請に対する決定は、財団法人自治総合センターが決定するもので、必ず採択されるとは限りません。申請は1団体につき1件とし、総事業費が助成金額を上回る場合は、団体で負担していただきます。

この助成事業は、令和6年4月以降の実施予定であり、行われない可能性もあります。また、この募集内容も変更となる可能性があります。

申請・お問い合わせ先

一般コミュニティ助成事業
コミュニティセンター助成事業
青少年健全育成助成事業
三好市地方創生推進課
☎72-7607

地域防災組織育成助成事業
三好市危機管理課
☎72-7625

マイナポイントの申込期限は９月末です

※決済サービスの一部には、申込期限を前倒しするものがあります

９月　マイナポイント申込サポート　予約不要

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

お問い合わせ先　三好市市民課（☎72-7609）

各支所で！マイナポイント出張申込サポートします

山城支所	9/12・9/26	13:30～16:30
三野支所	9/13・9/27	13:30～16:30
西祖谷支所	9/14・9/28	10:00～12:00
東祖谷支所	9/14・9/28	13:30～15:30
井川支所	9/15・9/29	13:30～16:30

※市民課では、平日9:00～16:40（12:00～13:00を除く）に申込サポートを行っています。

三好市 生涯学習のまちづくり事業補助金制度

地域の活性化や生涯学習活動に取り組む団体を支援します

文化活動やまちづくり事業などに取り組んでいる団体を支援する事業です。地域コミュニティの活性化や生涯学習活動のより一層の推進を目的としています。

補助対象　各種団体、ＮＰＯ等

補助対象事業　市の活性化および生涯学習活動の推進につながる事業（文化活動、まちづくり事業、交流事業および奉仕活動等）

※他の公的補助金等を受けている事業、地区住民の親睦を目的としている事業等は対象外です。詳細については三好市教育委員会 社会教育課までお問い合わせください。

補助内容　補助対象経費の2／3以内（補助上限額10万円）

年度内において1団体1回のみ

募集期間　通年

※ただし予算がなくなり次第、受付を終了します。

申請書類　三好市教育委員会 社会教育課でお渡しします。また、三好市教育委員会ホームページからもダウンロードできます。

申請・お問い合わせ先
三好市教育委員会　社会教育課
☎72-3900

市営住宅 入居者募集

申込期限 8/31

必要書類をご持参のうえ、お申し込みください。

入居の申し込みができる方（①～④全てに該当する方）
① 現に住宅に困っていることが明らかな方
② 税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
③ 所得が所定の基準に該当する方
④ 申込者または同居親族が暴力団員でない方

申し込みに必要な書類
① 市営住宅入居申込書
② 入居者全員の住民票（入籍していない場合は婚姻証明書）
③ 入居者全員の所得証明書
④ 入居者全員の税金および公共料金を滞納していない証明書（市外在住の方のみ）
⑤その他、市が必要と認める書類

お問い合わせ先
池田 三好市管理課（☎72-7681）　三野 三野支所（☎77-4804）
井川 井川支所（☎78-5001）　山城 山城支所（☎86-1111）
西祖谷 西祖谷支所（☎87-2211）　東祖谷 東祖谷支所（☎88-2211）

公募抽選により入居決定する住宅

住宅名	募集戸数（丸数字は階数）	区分	所在地	築年度
三野芝生中央団地	2戸❶❸	公営	芝生	H30
井川中村南C団地	2戸❸❺	特賃	タクミ田	H7
井川須賀2号AB団地	1戸❷	公営	西井川	H7
井川西新町2号団地	1戸❶	公営	御領田	H12
池田州津A団地	2戸❸❹	公営	州津	S53
池田州津B団地	3戸❸❹	公営	州津	S55
山城永美団地	2戸❸	公営	下川	H7

随時入居（申し込み）ができる住宅【申込先着順】

住宅名	募集戸数（丸数字は階数）	区分	所在地	築年度
井川西新町団地	1戸❺	公営	御領田	S62
井川中津団地	1戸❸	公営	井内西	H8
池田板野団地	5戸❷❹	公営	イタノ	S53
池田新山団地	14戸❶	公営	シンヤマ	S57
池田白地団地	6戸❶❷❸	公営	白地	S55
池田中西A団地	11戸❶❷❸❹	公営	中西	S49
池田中西B団地	7戸❶❷❸❹	公営	中西	S48
池田中西C団地	8戸❶❷❸❹	公営	中西	S50
山城川口団地	2戸❶❸	公営	引地	H12
	4戸❶❷❸❹	特賃		
山城伊予川団地	4戸❷❸❹	公営	信正	H9
	1戸❸	特賃		
山城永美団地	4戸❸❹	特賃	下川	H7
山城下名2号団地	5戸❶❷❸❹	公営	下名	S57
山城西宇1号団地	7戸❷❸❹	公営	西宇	H3
山城河内団地	2戸❶	公営	光兼	H9
西祖谷 一宇団地	7戸❷❸❹❺	公営	一宇	S60
西祖谷 一宇第2団地	3戸❷❹	公営	一宇	H8
	2戸❸❹	特賃		
西祖谷 第2西岡団地	2戸❹❺	公営	西岡	H4
西祖谷 榎団地	3戸❷❸	公営	榎	S53
	1戸❷	特賃		
西祖谷秘境ふるさと団地	2戸❻	貸付	一宇	H13
東祖谷 落合2号団地	2戸❶	公営	落合	S53

公営＝公営住宅　特賃＝特定公共賃貸住宅　貸付＝貸付住宅

国民健康保険の財政状況

三好市保険医務課 ☎72-7613

国民健康保険の令和4年度の財政状況（決算）についてお知らせします。国民健康保険は国民皆保険の中核を担う医療保険です。

平成30年度からは持続可能な医療保険制度を構築するため、都道府県が財政運営の主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。これに伴い都道府県は、保険給付費に必要な費用は全額市町村に交付し、将来的な負担の平準化を図るために市町村ごとの標準保険料率を提示し見える化を図っています。

三好市は被保険者数が年々減少していますが、一人当たりの医療費は県内1位（平成27～令和2年度も県内1位）です。これは歳出の大半を占める保険給付費と比例しています。医療費抑制のためにできることから始めませんか?

医療費を抑制するためちょっとできること

- ☑ 日々の運動で健康づくり
- ☑ ジェネリック医薬品への変更
- ☑ 市実施の特定健診・ヤング健診など各種健診の受診
- ☑ 24時間無料電話健康相談（☎0120-3444-69）の利用
- ☑ 健幸づくりポイント事業への積極的参加

2022年度 歳入の状況

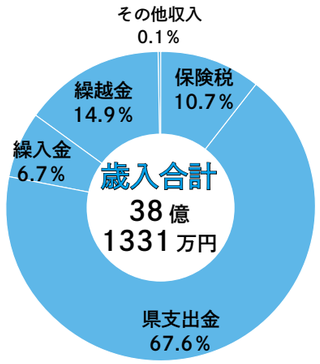

納めていただいている国民健康保険税の歳入に占める割合は10・7%（前年度比1%減）です。

県等から交付される負担金や補助金は歳入の67・6%（前年度比増減なし）を占めています。

繰入金の歳入に占める割合は6・7%（前年度比増減なし）です。

保険税	4億663万円
県支出金	25億7726万円
繰入金	2億5497万円
繰越金	5億7004万円
その他収入	438万円
（退職）保険税	3万円
歳入合計	38億1331万円

2022年度 歳出の状況

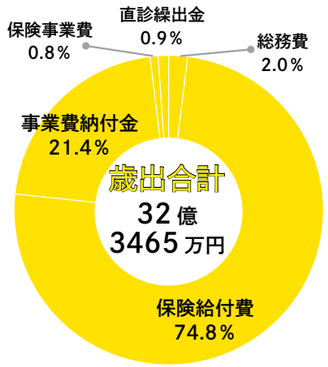

保険給付費は、被保険者が医療機関の窓口で支払う自己負担分を除いた費用で、保険者である三好市が保険医療機関に支払うものです。歳出に占める割合は74・8%（前年度比増減なし）となっています。

事業費納付金は、県内の保険料収納必要額を賄うために、県に納付するもので21・4%（前年度比増減なし）です。

総務費	6521万円
保険給付費	24億2022万円
事業費納付金	6億9154万円
保険事業費	2481万円
直診繰出金	2885万円
基金積立金	8万円
償還金	183万円
その他支出金	211万円
歳出合計	32億3465万円

後期高齢者医療制度 歯科健康診査

口腔機能の維持回復

高齢者の低栄養の予防

誤嚥性肺炎の予防

節目の年齢の方

節目の年齢の方に、歯科健康診査を実施しています。

対象者 昭和22年、昭和20年、昭和17年、昭和12年、昭和7年生まれの方

※長期入院患者や施設入所者は対象外です。ハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

※対象者には8月下旬に受診券のハガキを送付します。

受診場所 受診可能な歯科医院の一覧表を三好市保険医務課および広域連合窓口で配布します。広域連合および県歯科医師会のホームページにも掲載予定です。

受診方法 事前に健診を受ける歯科医院にご予約ください。

健診項目 問診、口腔内診査、口腔機能評価（口の渇き、かむ力、飲み込む力など）等

受診費用 無料

※ただし、その後の歯科治療については有料

受診期限 受診券到着～11月30日まで

持っていくもの 後期高齢者医療被保険者証、受診券のハガキ

その他注意事項

○健診は期間中に1回のみです。重複受診が判明した場合は後日請求いたします。

○健診結果は、広域連合または市の口腔保健指導および徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがあります。

お問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合 事務局 事業課

☎088-677-3666

在宅の要介護者の方

後期高齢者医療に加入中の在宅の要介護者を対象に、ご自宅での歯科健診等を行います。

対象者 次の要件を全て満たす方

①自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で要介護3・4・5の認定を受けている方

②介護保険の居宅療養管理指導（歯科医師・歯科衛生士によるもの）および口腔機能向上加算を受けていない方

③医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方

④令和5年度歯科健康診査を受けていない方

実施期間 9月1日～12月末

健診費用 無料

※ただし、その後の歯科治療については有料

その他注意事項

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談ください。ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※訪問決定した方には歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣いたします。

※申請書や詳細については、広域連合ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合 事務局 事業課

☎088-677-3666

にし阿波での体験プログラム「あわこい」の体験プログラム実施者を募集します

あわこいとは？

「あわこい」は、にし阿波の自然、歴史、文化、食など、様々な地域資源を活かした体験プログラムです。プログラムの企画実行もにし阿波の皆さんが行っています。にし阿波の魅力の再発見や実施案内人同士の連携を図り、地域の住民交流や活性化につなげるイベントです。

あわこい開催期間中に幅広い年代の方が楽しめるプログラムを実施してくださる実施案内人を募集します。

募集期間 8月31日（木）まで

対象 にし阿波で「あわこい」の体験プログラム実施を希望する方

申込方法 QRコードからお申し込みください（参加費無料）

※詳しくは、事務局までお問い合わせ、もしくはあわこいホームページをご確認ください。

主催 にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会

お申し込み・お問い合わせ先

あわこい事務局 一般社団法人そらの郷

（平日9時～17時）

✉ sora-05@nishi-awa.jp

☎ 0883-87-8988

Fax 0883-72-0753

HP https://nishi-awa.jp/experience/awakoi